

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年5月30日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

- 1 監査の結果を公表した日
令和7年5月19日（宇治市監査委員公表第9号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 長寿生きがい課

監査期間 令和7年2月3日～令和7年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	委託契約日と委託期間始期が異なっており、委託期間始期に合わせて支出負担行為起票を行ったため遅れが生じたものです。改めて、各係にて事務執行の手順について確認を行えるよう、年度初めに委託契約にかかるチェックリストを作成し、管理する運用を徹底することとしました。
2	補助金支出状況について 支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項に基づいた適切な事務執行について、課内にて周知しました。

監査対象 健康長寿部 健康づくり推進課

監査期間 令和7年2月3日～令和7年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為日が補助金交付決定日より遅れているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項を確認し、以後、適正に処理するよう課内で周知しました。